

序章
都市計画マスタープラン
の概要

1章
まちづくりの現況と課題

2章
全体構想

3章
地域別構想

4章
まちづくり推進のための
方策

2章 全体構想

1 まちづくりの目標

第3次船橋市総合計画の基本構想では、市民と広く共有できる将来に向けたまちのイメージとして「将来都市像」を設定しています。

また、本市の強みを伸ばし課題を克服するためのまちづくりの基本的な方向性として5つの「めざすまちの姿」を掲げています。

第3次船橋市総合計画 基本構想

《 将来都市像 》

人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋

《 めざすまちの姿 》

一人一人が自分らしく輝くまち

住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち

活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち

快適で豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち

命と暮らしを守る強靱なまち

第2期マスタープランでは、これら《 将来都市像 》《 めざすまちの姿 》を実現するため、まちづくりの目標を以下の通り定めます。

《 まちづくりの目標 》

交流により発展し便利で住みよいまちづくり

個性豊かで魅力ある拠点の形成を通じて、市内外から人が集まり、活発な都市活動や交流が行われるまちづくりを目指すとともに、交通環境が充実し、日常の買い物等が便利で住みよいまちづくりを目指します。

誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

自然災害や犯罪等からかけがえのない命を守り、多様な人々がゆるやかにつながり安心して暮らせるまちづくりを目指すとともに、未来を担う子供や高齢者、障害のある方等、誰もが健康で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

自然と人と産業が調和したまちづくり

恵まれた自然環境の保全・創出や環境負荷の低減に取り組みながら、地域がもつ魅力を生かし、身近な緑と調和したうるおいが感じられる住宅地や賑わいある商業地、都市活力を創出する工業地等、将来にわたって個性ある地域が調和したまちづくりを目指します。

2 将来都市構造

将来都市構造は、本市の豊かな自然環境に恵まれた地域特性等を踏まえ、南北に軸を持ち、東西に広がる骨格が十字星の形に似ていることから、未来にはばたく船橋の姿をはくちょう座の形に見立てた「はくちょう座ネットワーク都市」とこれまで位置付けてきました。

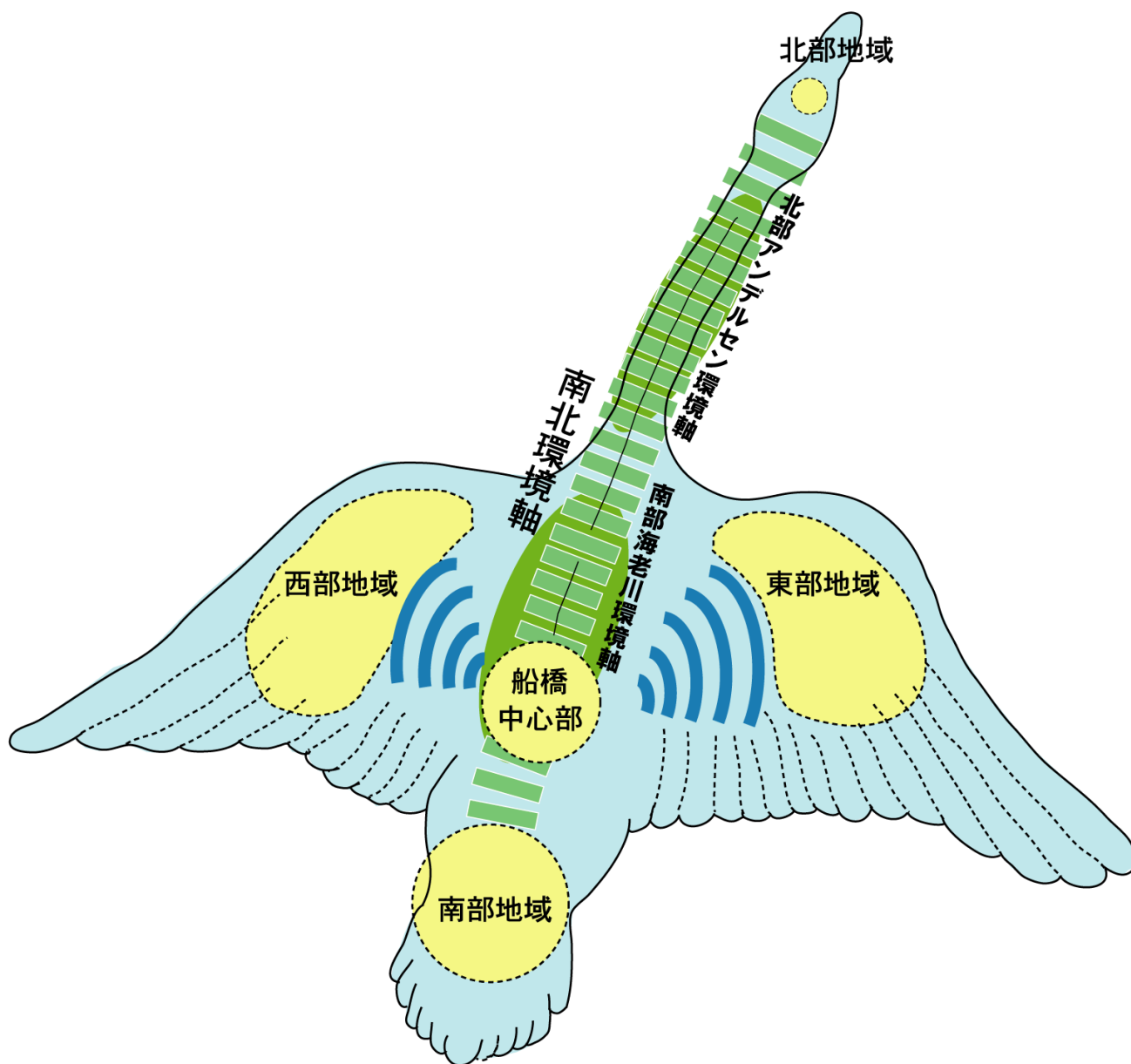
まちづくりの実現には長い年月が必要であることから、この象徴を今後のまちづくりにも引継いでいくものとして、将来都市構造を「はくちょう座ネットワーク都市」として位置付けます。

『はくちょう座ネットワーク都市』

「はくちょう」は、姉妹都市であるデンマークのオーデンセ市出身の童話作家H. C. アンデルセンの代表作である「みにくいアヒルの子」の中で、様々な経験を積み、最後には華麗な羽を広げ大空にはばたく鳥として登場したり、「船橋」の地名のいわれとして、日本武尊（ヤマトタケルノミコト）が海老川に船を何艘も浮かべ橋にしたことからこの名がついたといわれ、古事記には「はくちょう」は日本武尊の生まれ変わりとも記されているなど、船橋市とは「ゆかり」のある鳥といえます。



【将来都市構造図】



地域の特色である斜面緑地や樹林地、湧水、農地、河川、海、公園等を生かし、これらを相互に結んだ「南部海老川環境軸」並びに「北部アンデルセン環境軸」からなる、市の中央部を縦断する『南北環境軸』の形成を図ります。

序章
都市計画マスタープラン
の概要

1章
まちづくりの現況と課題

2章
全体構想

3章
地域別構想

4章
まちづくり推進のための
方策

3 まちづくりの方針

(1) 土地利用

● 基本的な考え方

住宅地や商業地、工業地の多彩な土地利用が交流し、調和のとれたまちを目指すとともに、都市活動の中心となる駅周辺に、商業・業務、医療・福祉等の都市機能や交通機能が充実した便利で快適な拠点づくりを行い、それぞれの拠点の特性を生かした個性豊かで親しみのあるまちを目指します。

用途地域を始めとする地域地区制度の適正な運用を図るとともに、必要に応じて地域や地区レベルでの見直しを実施することにより、計画的な土地利用の実現を目指します。

地球環境や低炭素社会等への対応を念頭に、貴重な海や川の水辺や緑等の自然環境と、快適で利便性の高い都市環境、さらに活力ある産業環境とのバランスのとれた適切な土地利用を目指します。

市場等の供給施設や、ごみ焼却場、汚物処理場等の処理施設の適正な配置を図るとともに、高齢者施設、子育て支援施設等の公共公益施設の適正配置に努め、快適で住みやすいまちを目指します。

多様な人々がつながるコミュニティの形成と住宅需要の動向を踏まえながら、それぞれのライフスタイルや家族構成に合った質の高い住宅を確保し、「暮らしやすさ」と「豊かさ」が感じられ住み続けられるまちを目指します。

広域的な集客力を持つ船橋駅周辺、地域の重要な市民サービスの場である地域拠点、各々の駅の性格や特性を反映した地区拠点等、駅周辺の賑わいと魅力ある商業機能等が一体となった商業地の形成を目指します。

これまでの工業の集積を生かし、既存の工場と住環境との調和と共存を図るとともに、広域道路ネットワークを利用した産業活動への対応や、操業環境の安定、周辺環境との調和を考慮した土地利用を目指します。

農産物の供給のほか、緑地としての機能を持つ農地について、都市にあるべきものとして計画的な保全を図り、住環境と農・緑が調和した土地利用を目指します。

● まちづくりの方針

1) 住宅地の形成方針

① 既存住宅地

- まちの活動を支える様々な人々がいつまでも住み続けられるように、質の高い住宅の供給を誘導します。また、良好な住環境の維持を図るとともに、一定の居住水準を満たすよう既存の住宅の改善、建替え等を誘導し、住環境の向上を図ります。
- 都市基盤施設の整備や中高層建築物等の建築に際しては、周辺地域と調和のとれた街並みの形成に配慮し、これまで培われてきた良好な住環境の保全を図ります。
- 高度地区制度の運用により、低層住宅と中高層住宅の調和的土地利用を図るとともに、地区計画制度の活用により、地域の特性に応じた個性あるまちづくりを進めます。
- 土地区画整理事業等により計画的に開発された住宅地においては、地区計画制度や建築協定等の手法を活用し、良好な住環境の保全に努めます。
- 道路等の都市基盤整備が不十分で、木造の建築物が密集した既存の住宅地においては、都市基盤の整備推進、まちが抱える危険性や初期消火活動の重要性の周知、建築物の耐震化の促進等により、住環境の改善と防災機能の向上を図ります。
- 自然発生的に形成された住宅地においては、現在の良好な住環境は維持しつつ、市民と行政の適正な役割分担による住環境の向上を図ります。

② 住工混在地

- 工場と住宅が混在する地区においては、生活環境問題への対策等を検討しながら住環境と工場の操業環境が調和した市街地の形成を図ります。
- 大規模工場跡地については、周辺地域のまちづくりとの一体性確保に努めつつ、地区計画制度の活用等により、住工が共に発展できるよう、きめ細やかなまちづくりを進めます。



工場跡地のまちづくり

③ 新たな住宅地

- 新しい住宅地の形成にあたっては、高齢化や情報化社会の進展、環境との共生や快適な省エネ住宅普及の流れを踏まえ、豊かなコミュニティの醸成とエネルギー効率を向上させた、環境にやさしい新しいまちづくりのモデルとなるよう留意します。

- 新しい住宅地の形成にあたっては、公共公益施設や商業、医療等生活利便施設の集約、交通拠点への居住の誘導及び複合的な土地利用等を図ることにより、地球環境の保全や低炭素化等環境に配慮したまちづくりを検討します。

④緑や農と調和する住宅地

- 樹林地等が残された緑豊かな環境をもつ住宅地においては、地域住民との協働による緑地の保全に努めるとともに、風致地区制度の活用による緑の維持等により、住環境と緑地環境の調和がとれた市街地の形成を図ります。
- 農地が多く残された住宅地においては生産緑地制度等の活用により農地の保全に努め、身近な緑地として活用するとともに、計画的な土地利用の誘導に努め、住環境と農空間が調和した市街地の形成を図ります。



農と調和する住宅地の形成

2) 商業地の形成方針

①中心商業地

- 船橋駅周辺については、広域的な商業機能等の集積を高め、土地利用の高度化や複合化等により、個性と魅力あふれる中心商業地としての活性化を図ります。



中心商業地の形成

②商業地

- 津田沼駅、西船橋駅、北習志野駅周辺においては、駅のターミナル機能と一体となった商業機能等の強化により、商業をはじめとする各種地域サービスを行う地域拠点商業地としての形成を図ります。
- 東船橋駅、下総中山駅、京成中山駅、新船橋駅、馬込沢駅、高根木戸駅、高根公団駅、二和向台駅、船橋日大前駅及び小室駅周辺並びに三山地区においては、各々の駅の性格や商業地の特性に応じ、地区拠点商業地としての形成を図ります。
- 飯山満駅、海老川上流地区の新駅、南船橋駅周辺においては、商業的土地利用の誘導により地区拠点商業地としての形成を図ります。
- その他の駅周辺においては、鉄道駅等へのアクセスの向上を図るとともに、市民相互の交流や身近な買い物等ができるよう、地域住民の日常生活を支える「生活拠点」としての形成を図ります。

- 臨海部と船橋駅周辺との交通ネットワークを強化し、施設間連携や回遊性の向上を図り、魅力あふれる商業地の形成を促進します。

3) 工業地の形成方針

- 臨海部の工業地においては、谷津船橋インターチェンジ開通後に生じている土地利用動向、交通流動の変化及び操業の安定を考慮し、産業地として付加価値の高い土地利用への見直しを検討します。
- 内陸部の既成市街地の工業地については、既存工場の操業環境の確保・維持に努め、環境に配慮した都市型工場への誘導を図ります。また、大規模な土地利用転換が行われる場合は、周辺環境との調和が図られたまちづくりを促進します。



臨海部の工業地の形成

4) 緑地・農地・集落地の方針

①農地

- 市街化調整区域内の農地については、都市に近接した立地特性を生かした新鮮な食料供給を行う生産基地として、農地の保全と農業基盤の整備等による農業の振興を図ります。
- 農地の減少や休耕地の増加防止のため、新たな担い手による農地の維持の方策を検討し、農地の利用を促進します。



農地の保全

②市街化区域

- 市街化区域内の農地については、都市にあるべきものとして、生産緑地制度等の活用により農地の保全を図るとともに、多様な主体による活用、緑地化等を検討します。また、必要に応じて計画的・段階的な市街地形成との調和を図ります。
- 生産緑地の追加指定により、緑地・防災機能を有する空間のさらなる保全を図ります。



生産緑地の保全・活用

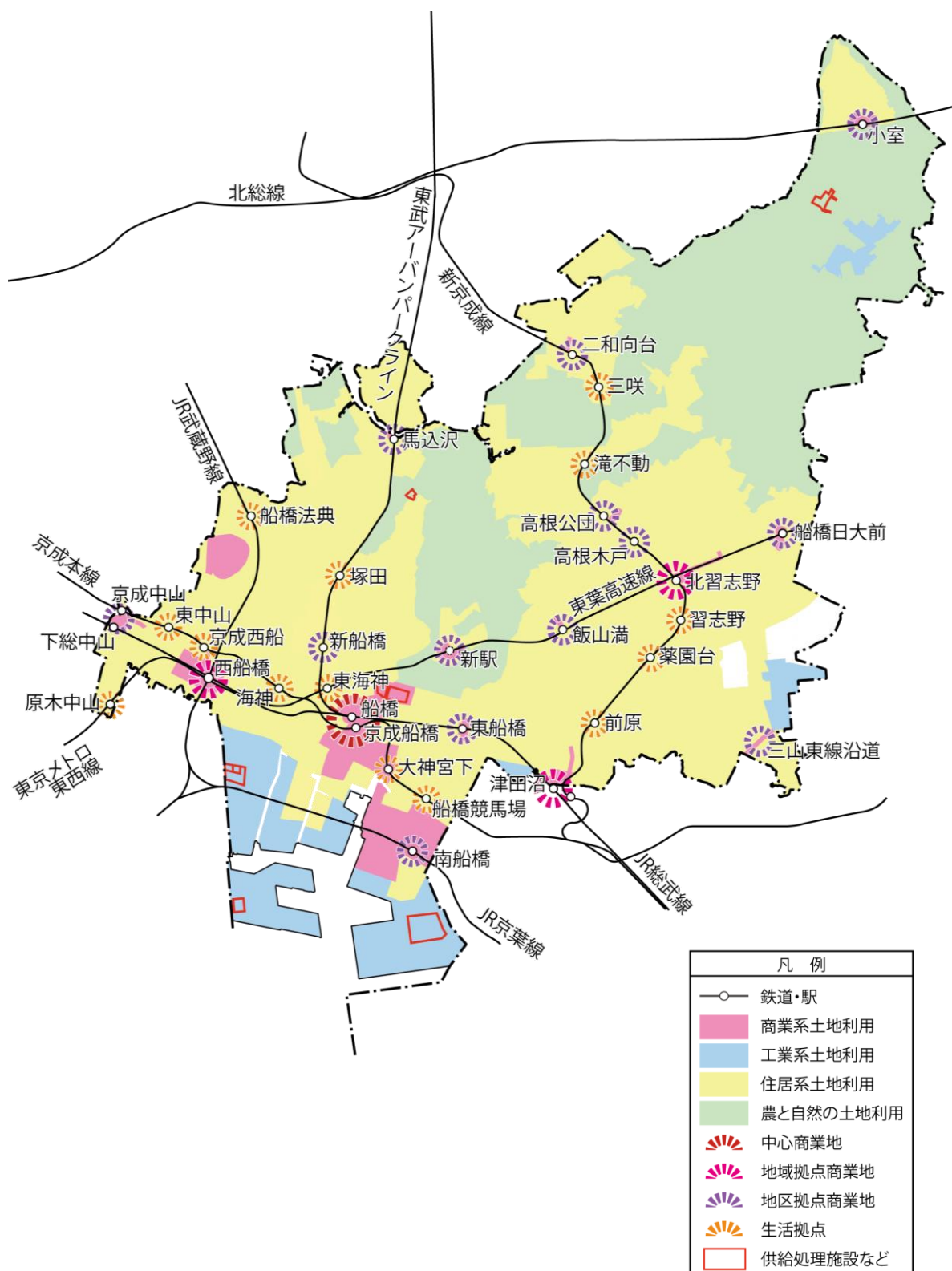
③市街化調整区域

- 中央部の市街化調整区域については、都市の中の身近で貴重な緑地空間として、自然的・農業的土地利用と、計画的な整備による都市的土地利用が調和した、身近で「緑」と「農」にふれあえるまちづくりを検討します。
- 北部の市街化調整区域については、良好な農地が広がる都市型農業の展開を基本とし、長い間に培われてきた良好な農村集落や樹林地等の自然環境等を保全するとともに、必要に応じて生活環境の改善を図ります。
- 市街化調整区域において宅地開発により鉄道駅から遠く公共交通利便性の低い箇所での市街化が進まないよう、宅地化の抑制等を含めた適切な土地利用の方法を検討します。

④産業と調和する緑地

- 北千葉道路の整備による広域道路ネットワークを生かし、自然との調和を考慮しながら、新たな産業地の創出を検討します。

◆まちづくりの方針図（土地利用）



序章
都市計画マスタープラン
の概要

1章
まちづくりの現況と課題

2章
全体構想

3章
地域別構想

4章
まちづくり推進のための
方策

(2) 市街地整備

● 基本的な考え方

多くの都市機能が集積する船橋駅周辺や新たな拠点形成を図る市街地等では、計画的に居心地の良い空間の創出を図り、個性豊かで人中心の魅力ある拠点の形成を目指します。

既成市街地等では、地区の特性に応じた手法を選択して、安心・安全で良好な環境形成を目指します。

建替えの時期を迎える住宅団地は、住宅需要や居住者の居住動向にも配慮しつつ、地区の特性に応じた更新を目指します。

● まちづくりの方針

1) 中心市街地、既成市街地の再構築

- 中心市街地においては、市街地の再構築とあわせた道路等の都市基盤の整備推進を図ります。また、船橋中心部にふさわしい生活（福祉・教育・文化）、交流、商業等の機能充実を図るとともに、中高層の都市型住宅と立体化・複合化することにより、昼間の賑わいのみならず、夜間も安心して歩ける市街地の形成を図ります。
- 道路の幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地においては、地域住民の意見を反映させつつ、地区計画制度等の各種整備手法を活用しながら、緊急車両も通れるように道路の拡幅等を行い、安全で良好な市街地環境の形成を図ります。
- 工場と住宅が混在する市街地においては、敷地の緑化、建築物の配置や設備の工夫等により、双方の土地利用の共存を図りながら住環境の向上を図ります。まとまった土地利用転換が発生する場合には、地区内の特性に応じ住環境と周辺工場の操業環境の調和に努め、地区計画制度の活用等により、地域の実情やニーズにあわせたきめ細かなまちづくりを進めます。
- 緑豊かな環境をもつ住宅地や計画的に開発された住宅地等では、地区計画制度等各種制度を活用し、地域住民と協働しながら、良好な住環境の維持・保全を図ります。
- 住宅の中に農地が介在する市街地においては、農地の保全と計画的な土地利用の誘導等により、住環境と農空間が調和した市街地の形成を図ります。
- 都市機能の更新や建築物の建替えの機会を捉えた集約化によるエネルギー利用の効率化及び建築物の新築・改築時における省エネルギー型の建築物の普及促進等を検討します。
- 空き家が増加している市街地においては、生活環境の悪化を防ぐため、空き家

化の予防や、空家等の適正管理及び利活用を促進します。

2) 新市街地の形成

- 現在進められている飯山満地区の市街地整備を推進し、今後求められる安全・安心な居住地形成や新しいライフスタイルへの対応と、多様な居住者層の住宅需要を満たすよう、魅力があり、質の高い新市街地の形成を図ります。
- 海老川上流地区においては、医療センター移転や新駅誘致を核とした土地区画整理事業と地区計画等により、医療と健康をテーマとした新市街地の形成を図ります。
- 南船橋駅周辺については、地区拠点商業地及び臨海部の玄関口として拠点形成を図るとともに、臨海部の賑わい創出や回遊性の向上を図ります。



新市街地の形成

3) 住宅団地の再生

- 老朽化した住宅団地の建替えが実施あるいは検討されるものについては、今後の住宅需要の動向を十分に見極め、新しい時代の要請に応えられる住宅地としての更新を図るため、周辺地域のまちづくりを考慮した再整備を促進します。



住宅団地の再生

(3) 交通体系

● 基本的な考え方

市外・県外と本市を結ぶ広域的な道路と市内の道路ネットワークを円滑に結び、賑わいづくり・魅力づくりにつなげていくとともに、市民の日常生活や多様な活動を支えるため、市内の各拠点を結ぶ骨格となる体系的な道路網の形成を目指します。

脱炭素社会における基本的移動手段として、環境への負荷の低さや交通渋滞の緩和、災害時における機動性の高さ等の観点から注目されている自転車の活用推進のため、自転車走行環境の整備を目指します。

便利で住みよいまちづくりを推進するため、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通システムを目指し、優れた公共交通ネットワークの確保や、公共交通相互の利便性向上を目指します。

魅力ある拠点形成のため、ゆとりと賑わいのあるウォーカブルな道路空間や憩いの場となるオープンスペースの形成を目指します。

● まちづくりの方針

1) 道路の方針

① 自動車専用道路の整備

- 都心や空港への物資の流通等の広域連携機能をさらに高めるための自動車専用道路整備について、国や千葉県に要請を行います。

② 広域道路（国道・県道）の整備

- 自動車専用道路へのアクセス強化やインターチェンジ周辺の渋滞解消に向けた交差点改良等を国や千葉県に要請します。
- 通過交通を円滑に処理し、市内の交通混雑を緩和するため、周辺都市を連絡する広域道路の整備を国や千葉県に要請します。

③ 市内骨格道路の整備

- 市内の各拠点や都市交流拠点を連絡し、日常生活の利便性や市内の活発な交流を図るため、骨格となる都市計画道路等の幹線道路の整備を進めます。
- 歩行者の安全確保、車両交通の円滑化を図るため、交差点の改良を行います。

④ 生活道路の整備

- 生活道路については、「ゾーン 30 プラス」等の施策により車両速度や通過交通の抑制を行い、安全安心な道路交通環境の整備を図ります。
- 住宅が密集し、道路幅員の狭い地区においては、地区計画等の各種制度により、道路空間の確保を誘導します。



「ゾーン 30 プラス」の整備

⑤ 踏切の改良整備

- 踏切の拡幅により通行の安全性の向上と渋滞の解消を図ります。

⑥ 環境に配慮した道路整備

- 道路環境の向上を図るため、街路樹の設置や電線類の地中化を進めます。

2) 歩行者・自転車利用環境の方針

① 歩行者・自転車ネットワークの整備

- 船橋駅周辺を回遊できる歩行空間の形成や、船橋駅から臨海部エリアへの徒歩や自転車による回遊性を創出する道づくり等、地域や地区の特性を生かしたウォークアブルなネットワークづくりを進めます。
- 歩行者が道路を安心して利用できるよう、カラー舗装やガードレール等の交通安全施設の設置を進めます。
- 自転車利用の多い地区や安全かつ円滑な自転車走行環境の確保が必要な地区は、計画的に安全な自転車走行環境の整備を進めます。



回遊できる歩行空間の整備



自転車走行環境の整備

② 駐輪場の整備

- 放置自転車等のない歩行空間を確保するため、公共と民間の連携・協力による需要に応じた駐輪場の確保や放置自転車対策の強化を図ります。



駐輪場の整備

3) 公共交通の方針

① 鉄道利用環境の整備

- バスとの接続、タクシーや一般車両との連絡、自転車や歩行者との連絡等を改善し、各鉄道駅の特徴に応じ、駅前広場等の整備や歩行空間を確保する等、交通結節点としての機能強化を図ります。
- 駅へのアクセスのための道路の整備等により、多様な手段による既存の鉄道駅への交通を改善し、鉄道が利用しやすいまちづくりを進めます。
- 海老川上流地区土地区画整理事業にあわせて、東葉高速線の新駅誘致を図ります。



交通広場の整備

② 路線バスの利用促進

- 道路網の整備や交通結節点の整備とあわせて、地域の特性や市民ニーズに応じた多様なバス網の再編成を促進し、公共交通が利用しやすいまちづくりを進めます。
- 路線バスの定時運行を確保し、運行を円滑なものにするため、都市計画道路の整備、道路拡幅、交差点改良、バスベ이의設置等を行い、走行環境の改善を図ります。

③ 公共交通不便地域の移動支援

- 公共交通は市民生活において不可欠な移動手段であることから、公共交通不便地域では、地域のニーズに対応した公共交通サービスの導入を図ります。



公共交通不便地域解消事業

④ 駐車場の整備

- 交通の集中する駅前等では、必要に応じた建築物における駐車施設の附置等に関する条例の適用地区への追加検討等による計画的な駐車場整備の促進や、既存駐車場の有効利用を図ります。

4) 交通需要マネジメントの方針

- 交通ビッグデータを活用して市内の交通状況や事故状況を見える化し、渋滞緩和や事故削減について、客観的データに基づきハード・ソフト両面からの対策を進めます。
- ホームページ、SNSのほか、AIやIoT等の情報技術を生かし多様な情報端末で、空き状況を確認できるように発信し、駐車場への誘導・案内システムの利用を促

進します。

- 環境負荷低減に向けて公共交通の利用促進を図るため、利用環境の改善や公共交通利用促進に資するサービスの向上を図ります。

◆まちづくりの方針図（交通体系）



（４）水と緑の環境づくり

● 基本的な考え方

豊かな自然環境を生かしたうるおいとやすらぎのネットワークの形成を目指します。

河川の整備や調節池の多目的利用等により、水と親しめる水辺の環境づくりを目指します。

健全な水循環系の再生により、水質が保全され、快適な生活環境を有するまちづくりを目指します。

新たな緑の創出・保全や、地域の特性を生かした公園づくりを進め、より身近で自然に親しみ、やすらぎを感じられるまちを目指します。

社会資本整備や土地利用等に関しハード・ソフト両面において、グリーンインフラが持つ多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを目指します。

● まちづくりの方針

1) 水と緑のネットワークの形成

- まちに個性とやすらぎをもたらす、豊かな自然環境を生かした水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 地域の特色である斜面緑地や社寺林・屋敷林等の樹林地、豊かな湧水、身近な農地、魚や小動物が棲み多様な自然の源となる河川、眺めを楽しめる憩いとうるおいの場となる海辺、地域の人々に親しまれている公園等を生かし、これらを相互に結んだ『南部海老川環境軸』並びに『北部アンデルセン環境軸』からなる南北方向の環境の骨格となる環境軸の形成を図ります。
- 旧海岸段丘上に残る樹林地等の貴重な緑の保全と、新たな緑の創造により、東西方向の緑が連なる骨格である『緑の東西軸』の形成を図ります。

2) 水辺の環境づくり

- 臨海部は、市民相互のふれあい・交流の場や、環境への負荷が少ない産業を始めとした都市活動の場であることを基本認識とし、海辺の環境に配慮し、誰もが海を見て、楽しみ、ふれあえる、憩いとうるおいのウォーターフロントの形成を検討します。

- 船橋港親水公園やふなばし三番瀬海浜公園の利活用を図るとともに、親しみとおいしいのある水際線での回遊性の創出や海辺と内陸部を結ぶ水と緑のネットワークの形成を検討します。
- 水と親しめるような河川整備を進めます。
- 環境に配慮した河川整備を進めます。また、調節池等の多目的利用について検討します。
- 多自然川づくり等の生物多様性の保全や水質改善にも配慮した水辺づくりの推進等、動植物の生息・生育環境を考慮して、樹林地・湿地等の要素を有機的につないだ生態系ネットワークの形成を図ります。また、点在する公共施設等を結ぶことで、自然環境に親しめる回遊性の高い水と緑のネットワークの形成を図ります。



海辺における交流の場の創出



多自然川づくり

3) 水環境の保全

- 公共下水道の整備、雨水浸透施設の設置、公園・緑地の整備と保全、多自然川づくり等により、健全な水循環系の再生を図ります。
- 水質の監視、流域の排水に対する規制等により、水質の改善を図ります。
- 市街化調整区域の公共下水道整備について検討を進めます。



中洲の整備



公共下水道の整備

4) 緑の環境づくり

① やすらぎのある公園づくり

- 都市全体の緑豊かな環境拠点であり、多様なレクリエーション活動の場ともなるシンボリックな公園や、避難場所となる防災機能の高い公園の整備を図ります。また、地域コミュニティ形成の場ともなる身近な公園の整備により、公園が充実したまちづくりを進めます。
- 誰もが利用できるように配慮する等、利用者のニーズに対応するとともに、里山をイメージした緑地の活用、花や植生を生かした公園づくりや既存公園の改修を行うことにより、地域の特性を生かした公園の充実を図ります。
- 市街地内の農地等を活用した借地方式による公園整備を図るとともに、雨水調整施設等の多目的利用を検討する等、多様な方策による公園づくりを進めます。



シンボリックな公園の整備



既存公園の改修

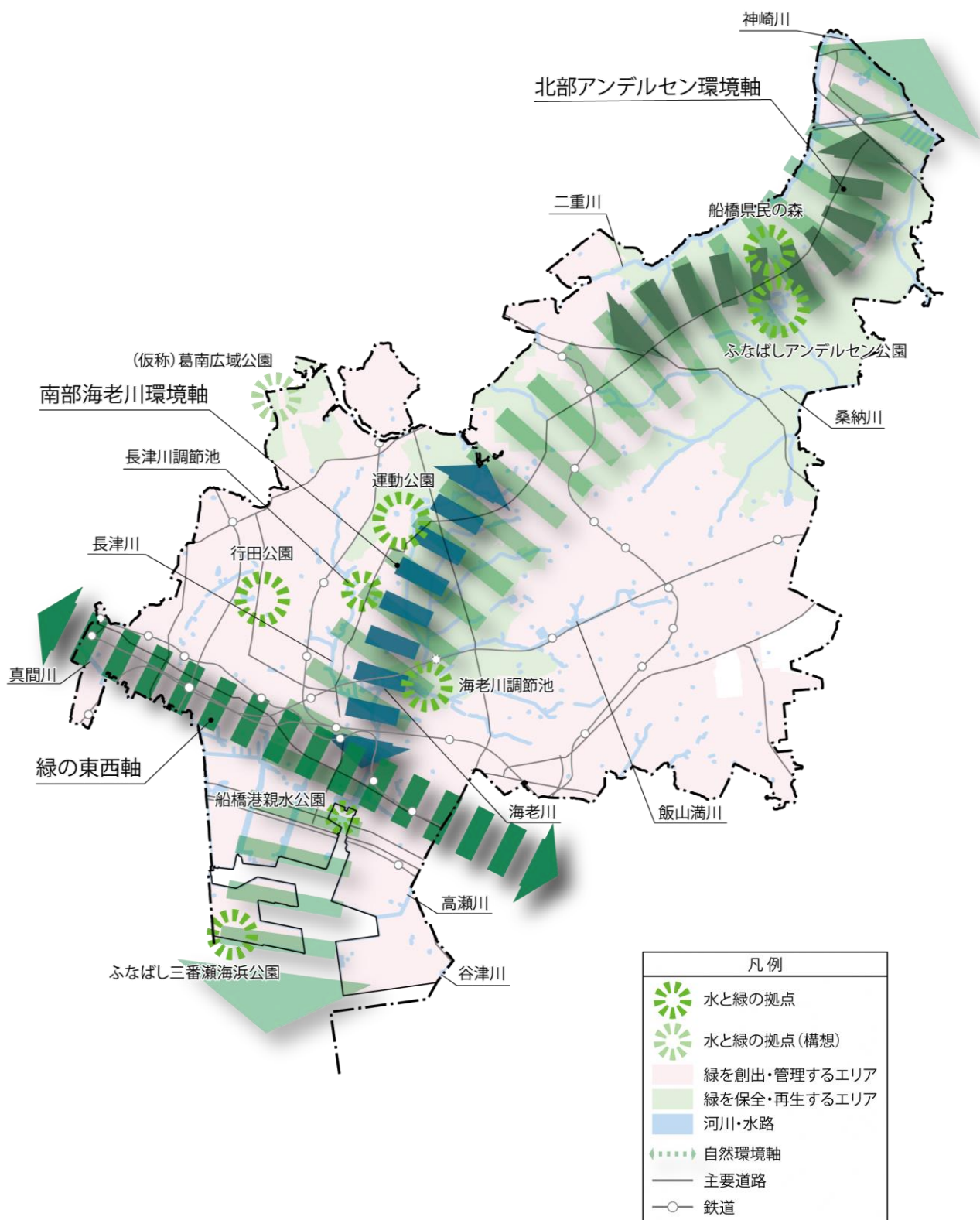
② 保全と新たな創出による緑のまちづくり

- 良好な植生をもつ樹林地、由緒ある社寺境内地や河川敷、市民が利用できる農園等を結び、自然やふるさどが感じられる水と緑のネットワークの形成を図るとともに、動植物の生息環境の保全を図ります。
- 市街地では、公共施設や民有地の緑化、建築物の壁面や屋上の緑化、駅前等都市のシンボルとなる地区での重点的な緑化の推進、景観木や街路樹、生け垣等の積極的な整備等により、緑の創出を促進します。また、斜面緑地、地域のシンボルとなるような樹木等の保全を図ります。
- 植物の特性に応じた緑の保全、適切な緑の維持・管理を図ります。また、緑に関わる助成や、協力体制の充実、ボランティア活動の推進等、総合的な緑の保全と育成のための施策の展開を検討します。



緑のネットワークの形成

◆まちづくりの方針図（水と緑の環境づくり）



(5) 景観づくり

● 基本的な考え方

駅周辺や鉄道沿線等の人が集まる地域は、地域特性を生かした賑わいのある景観の形成を目指します。

周辺の自然環境や居住環境に配慮した良好な市街地景観の形成により、快適な都市環境の実現を目指します。

河川や海・緑等からなる自然景観や歴史的な雰囲気を感じさせる景観は、市を印象付ける資源としての保全・活用を目指します。

● まちづくりの方針

1) 良好な景観形成の推進

- 良好な景観を保全・形成するため、景観に影響のある一定規模以上の建築物等に対し、届出・勧告を基本とする緩やかな規制・誘導を図るとともに、景観地区や景観形成重点区域、景観重要建造物・樹木等の指定を検討します。
- 土地区画整理事業が行われている地区や、新しく生まれ変わりつつある住宅団地等では、地区の特性に応じたデザインの統一等を図るとともに、既存の緑をできるだけ保全しつつ、緑豊かなゆとりある街並みの形成を進めます。
- 市街地の景観木、街路樹、公共用地等の植栽、生け垣等により、緑豊かな景観づくりを進めます。
- 駅周辺については、違反広告物の指導や撤去、電線類の地中化等地域の状況に応じた手法により景観の改善を図ります。また、周辺との調和に配慮しつつ、地域の顔となるような景観形成を検討します。



電線類の地中化

2) 自然・田園系景観の保全・活用

- 緑豊かで落ち着いた農村風景や、広がりのある空と海を望む臨海部の景観等、本市の景観を代表する、水と緑の景観の保全と形成を図ります。



緑豊かで落ち着いた農村風景の保全



空と海を望む臨海部の景観の保全

3) 歴史や地域の文化を生かした景観の形成

- 景観上重要な建造物や地域のシンボルとなっている樹木、並木等を地域の誇りや個性として維持・保全し、これらと調和した都市の景観形成を図ります。
- 船橋駅周辺や下総中山駅周辺等における特徴ある歴史的景観の保全を図ります。
- 街道沿いの街並みや、みなと町の面影、ふるさと感じさせる農村風景等、地域固有の特徴ある佇まいを保全・活用し、個性豊かで愛される景観づくりを促進します。
- 地域の顔となるような公共施設の景観形成を図るとともに、地域の特性に配慮した景観づくりを進めます。



景観上重要な建造物の保全



みなと町の面影を伝える景観の保全

(6) 防災まちづくり

● 基本的な考え方

災害リスクのある箇所における適切な土地利用、円滑な初動活動や避難が可能な空間の確保・充実を目指します。

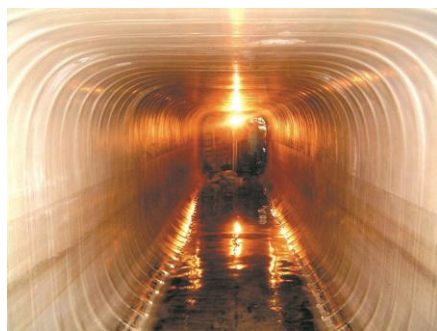
災害の発生に備え、効果的に防災対策を推進していくために地域の特色を反映した建築物や都市基盤の整備、更新を実施するとともに、災害リスクを周知し、市民・企業等の災害に対する意識を高め、災害に強いまちづくりを目指します。また、市民生活再建のため、早期に復旧復興できるまちづくりを目指します。

● まちづくりの方針

1) 災害に強いまちづくり

① 都市の不燃化、耐震化及び老朽化対策のさらなる推進

- 道路の幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地においては、道路・広場等の都市基盤の整備を推進するとともに、まちが抱える危険性や初期消火活動の重要性の周知、及び建築基準法に基づく耐震性を満たさない建築物の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを進めます。
- 市有建築物や、公共下水道・橋りょう等のインフラについて、耐震化及び老朽化対策を進めます。また、病院や社会福祉施設等、公共公益施設の耐震化を促進します。
- 火災時の延焼防止機能をもつ、公園や広場等のオープンスペースの確保や、延焼遮断帯となる道路の整備等、安心して暮らせるまちづくりを進めます。



下水道管の耐震化



オープンスペースの確保

- 地震や台風等の災害時においても、道路の交通機能や送電・通信機能を確保するため、電線類の地中化を進めます。

② 土砂災害、津波災害、液状化施策の推進

- 土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、住民等へ災害リスクを周知するとともに、がけ地等の崩壊危険箇所等の安全対策や、よう壁の倒壊防止のための指導に努めます。また、土砂災害特別警戒区域等の避難体制の充実を図ります。
- 各種ハザードマップ等により、地震や風水害等の災害リスクの周知を図ります。

③ 風水害の軽減施策の推進

- 台風や集中豪雨等による水害を軽減するため、河川・公共下水道等の計画的な整備を進めます。また、災害リスクの周知を図ります。
- 雨水流出を抑制するため、透水性舗装や貯留浸透施設の整備を図ります。
- 高潮・津波による被害を防ぐため、海岸保全施設の老朽化対策及び耐震化を促進します。
- 新たなまちづくりに合わせて電線類の地中化を進めるとともに、緊急輸送道路に指定された道路における電線類の地中化に向けた取り組みを進め、新設電柱の占用制限を図ります。



貯留浸透施設の整備

2) 災害時適切に対応できるまちづくり

① 避難路・緊急輸送道路

- 避難路、緊急輸送道路としての機能をもつ道路を整備するとともに、寸断された場合の代替路の確保を図ります。また、誰もが円滑な避難行動や防災活動ができるように、日常から互いに協力し合えるコミュニティづくりを促進します。
- 官民連携により適切な避難施設等を指定するとともに、災害時に迅速な避難行動がとれるよう誘導看板等の整備を進めます。



避難場所の誘導看板の整備

② 防災拠点等

- 災害発生時に市民の生命を守るため、地域ごとに消防分団器庫、耐震性貯水槽や防災用井戸、備蓄倉庫、防災無線等を備えた防災拠点の維持更新を図ります。
- 平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時にもエネルギーを確保するため、建築物や避難施設における太陽光発電設備や蓄電池等の設置を促進します。



備蓄倉庫の維持

3) 早期に復旧・復興できるまちづくり

- 災害後速やかに市民生活や都市基盤の復興活動が行えるように、平時より市民参加による復興計画づくりを進めます。

(7) 福祉のまちづくり

● 基本的な考え方

安心して日常生活を過ごすために、様々なニーズに対応した、医療・福祉等の都市機能の整備を目指します。

年齢や障害、国籍等にとらわれず、誰もが活動しやすく、安全かつ快適に過ごせるバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した環境の整備、創出を目指します。

● まちづくりの方針

1) 便利な日常生活を支える施設の整備

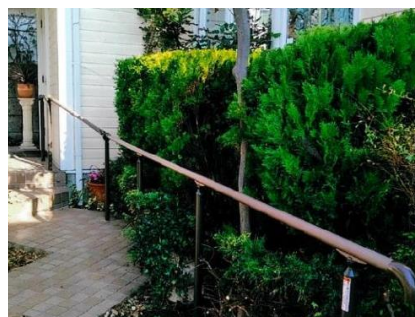
- 高齢者や障害のある人等が、自宅や地域でいつまでも暮らし続けられるよう、環境の整備・充実を図ります。
- 多様化する子育て家庭における様々なニーズに対応するため、すべての家庭それぞれが必要とする支援を受けられ、安心して子供を産み育てることができる環境の整備・充実を図ります。
- 子供たちが健やかに伸び伸びと成長できるように、様々な体験や学習・遊びの場や、自然とふれあえる場の創出を図ります。



子育て環境の整備

2) 誰もが安心して快適に過ごせる環境の整備、創出

- 住み替えや継続居住に係るサービス等が一体的に提供され、住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができるよう、住宅セーフティネットの充実を図ります。
- 誰もが安心して自宅等に住み続けられるよう、住宅のバリアフリー化を促進します。



手すり設置等の住宅のバリアフリー化

- 駅や公共施設等、多くの人を訪れる場所や施設では、段差の解消やエレベーター、エスカレーター、ホームドア、視覚障害者誘導用ブロック、情報案内板の設置等、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した誰もが利用しやすいハード整備を進めます。
- 車いす利用者等の乗降や通行がしやすいように、低床バスの導入等、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。
- 歩道と車道の段差を少なくし、車いす利用者等の通行に配慮した歩行空間を確保するとともに、視覚障害者誘導用ブロックや音声案内信号機の設置等、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した道づくりを進めます。
- うるおいとやすらぎの場づくりにおいては、高齢者や障害のある人等、誰もが気軽に安心して利用できるような整備を図ります。
- 生きがいづくりや世代を超えた仲間づくり等、誰もが気軽に参加し、相互理解を深め交流できる場の提供により、やさしく豊かなコミュニティの形成を図ります。
- 外国語併記の案内板等を設置し、外国人も安心して暮らせる都市環境づくりを図ります。
- 夜間の歩行者や自転車の通行安全を目的として、周辺環境に配慮した防犯灯や街路灯の設置を進めます。
- 地域住民等による防犯活動を支援する等、安心して暮らせるまちづくりを進めます。



ホームドアの設置



外国語併記の案内板の設置



街路灯の設置

序章
都市計画マスタープラン
の概要

1章
まちづくりの現況と課題

2章
全体構想

3章
地域別構想

4章
まちづくり推進のための
方策